	 賃上げ応援!生産性向上投資促進事業費補助金Q&A		
1.	補助対象者について		
番号	問	答	
1-1	個人事業者は対象となりますか。	開業届を提出している方、青色申告をしている事業者又は白色 申告者でも事業収入を申告している方は対象となります。ただ し、商工業者に限ります。	
1-2	医療関係者は対象になりますか。	医療法人、医師、歯科医師、助産師の方は対象外です。	
1-3	調剤薬局は対象になりますか	個人事業者や会社の場合は対象です。 医療法人の場合は対象外です。	
1-4	介護施設や病院は対象となりますか。	運営者が医療法人や医師、歯科医師、社会福祉法人の事業者の 方は対象外です。	
1-5		対象となります。ただし、徳島県内の事業所で設備投資等を行う場合に限ります。	
1-6	複数の事務所(営業所・店舗)が県内にあるが、支店ごとに申請ができますか。	法人登記や開業届を行っている事業者単位で1事業者あたり申請1件となります。本社の住所、代表者名で申請してください。	
1-7	のように判断すればよいですか。	「製造業、建設業、運輸業」、「卸売業」、「サービス業」、「小売業」の定義に当てはめることが難しい事業や、区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい場合は、「その他の業種」に該当するものとしてください。	
1-8	製造業と小売業のどちらの事業も営んでいる場合、資本金・従業員数の要件はどちらの業種の数字で判断すればよいですか。	主たる事業である方の業種要件で判断してください。	

2. 補助対象事業・経費について			
番号	問問	答	
2-1	どのような設備投資が対象事業となりますか。	自社の課題を踏まえ、その解決策として進めるDXに係る取組みで、自社の生産性向上を図るために必要となる機械・設備の導入や、システムの構築などが対象事業となります。詳細は募集要項をご一読ください。	
2-2	機械装置を運搬する経費は、補助対象となりますか。	「据付け」及び「運搬」は、本事業で購入する機械等の設置と 一体で捉えられる軽微なものは対象となります。ただし、設置 場所の整備工事や基礎工事は対象外です。	
2-3		中古品は、対象となります。ただし、金額に関わらず、全て2 社以上からの相見積が必要になります。1者随意契約での購入 は補助対象と認められません。 また、リース資産は対象となりません。	
2-4	更新前の設備の撤去費や処分に係る費用は補助対象となりますか。	対象外です。	
2-5	相見積が取れないような設備・システムを導 入する場合は、どのようにすればよいです か。	原則、1件あたり10万円超(税抜)の発注先の選定にあたって は相見積をとる必要があります。相見積をとることが困難な場 合、発注先を随意契約先として選定する理由書を提出いただ き、事務局で妥当性を判断することになります。	
2-6	インターネットで注文することは可能ですか。	可能ですが、インターネットショッピング決済手数料等は補助対象外となります。また、1件あたり10万円(税抜)を超える発注については、2社以上からの見積が必要となりますのでご留意ください。	
2-7	クラウドサービス等の利用料は、複数年対象 になりますか。	対象になりません。補助事業期間中のみ対象となります。なお、交付決定前に契約を締結したクラウドサービス等利用料は補助対象外になります。	
2-8	ほぼ全ての業務を外注しても良いですか。	原則、外注は自社で実施することができないもの又は適当でないものに限ります。また、外注費の額の割合は、補助対象経費総額(税抜)の2分の1以内にしてください。	
2-9	パソコンやタブレット端末は補助対象となり ますか。	汎用性の高いパソコン本体(タブレット端末含む)・周辺機器については、生産性向上の取組のために導入する設備、ソフトウェア等と一体となって利用するものに限り補助対象となります。詳細は募集要項(P6「その他補助対象とならない経費」)を参照してください。	
2-10	現在使用しているパソコンを新型のパソコン に更新することで業務効率の向上が見込まれ ますが、補助対象となりますか。	単なる取り替え更新にとどまる場合は対象とはなりません。	
2-11	補助対象事業以外の活動においても使用する ことが可能な汎用性が高い機械・設備は補助 対象外とのことですが、具体的にどのような ものが挙げられますか。	具体的には自動車や自動二輪車、自転車、スマートフォン、 机、椅子などが挙げられます。なお、パソコンやタブレット、 周辺機器については要件を満たすものに限り対象となります。 詳しくは募集要項(P6「その他補助対象とならない経費」) を参照してください。	

2-12	既存設備の修繕については補助対象となりますか。	補助対象とはなりません。	
2-13	店舗の改装に係る工事費は対象となりますか。	補助対象とはなりません。	
2-14	店舗のPRのための広告・宣伝に要する経費 は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。	
2-15	導入により業務効率の改善が見込まれる家庭 用及び一般事務用ソフトウェアの購入費用 (又はライセンス費用)は補助対象となりま すか。	補助対象とはなりません。	
2-16	単価が5万円の備品を2台購入する場合は、合計で10万円となるが、複数の見積書をとる必要がありますか。	相見積は不要です。単価10万円以上となる場合には複数の見積書が必要です。	
2-17	補助対象にする経費としない経費が請求書に 混在しているが請求書を分ける必要がありま すか。	補助事業とその他の事業との経費の区分管理の観点から、請求 書は対象経費と対象外経費とを分けることが望ましいですが、 混在している場合は、マーカーや注意書きにより、補助対象経 費とそれ以外が明確にわかるようにしてください。	
2-18	現金払は可能ですか。	原則として、支払方法は銀行振込とします。旅費や現金決済の みの取引を除き、1取引10万円(税抜)を超える現金払は認め られません。	
2-19		原則として、同一業者に対する10万円(税抜)を超える現金払いは対象外となります。「銀行振込」により支払を行ってください。	
2-20	クレジットカード払は可能ですか。	可能ですが、補助対象期間中の引き落とし、支払の完了が確認できる場合のみ認められます。	
2-21	金券やポイントでの購入は可能ですか。	商品券・金券の購入、電子マネー・仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)での支払、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払、相殺による決済は対象外です。	
2-22	消費税は対象となりますか。	原則、消費税は補助対象外となります。ただし、消費税法における納税義務者とならない事業者、簡易課税事業者等は補助対象としても問題ありません。	
2-23	県税すべてに未納がないことの証明書はどこ で取得できますか。	最寄りの東部県税局や県民局の各庁舎で取得することができます。交付申請にあたっては、交付申請書の証明事項の「7番」の「県税(特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。)すべてに未納がないことの証明」を申請して下さい。	

	 賃上げ応援!生産性向上投資促進事業費補助金Q&A		
3.	交付申請・審査について		
番号	問	答	
3-1	申請にあたってはどのような書類を提出する 必要がありますか。	申請時に必要となる書類については、募集要項の8ページ「Ⅱ-3.応募書類」をご確認ください。	
3-2	「とくしまDX推進センターの支援を受け」 とありますが、どういうことですか。	企業のDX推進には、将来を見越した全社的な取組みが必要です。このことから、専門人材のアドバイスを受けながら本補助事業を適切に進めていただくため、「とくしまDX推進センター」の支援を受け、採択後に「DX推進計画」を策定していただきます。また、本補助事業申請前の相談にも対応します。	
3-3	事業費が100万円ですが、対象になります か。	事業費全体が300万円を超えるものに限ります。	
3-4	なぜ300万円を超えない事業は対象にならないのですか。	当補助金では、ある程度大きな投資を促進するとともに、企業のDXに係る取組みを支援することを目的にしておりますので、ご了承ください。	
3-5	採択審査はどのように実施されるのですか。	外部有識者等によって、応募申請された事業計画の内容等を審査の上、採択する事業を決定します。具体的な審査基準は、募集要項の10ページ「II-4.申請内容の審査」をご確認ください。	
3-6	採択は先着順ですか。	申請内容について書面審査を行い、予算の範囲内で採択案件を 決定しますので、先着順ではありません。ただし、締切間近で はなく、余裕をもった申請をお願いします。	
3-7	申請が受付されれば必ず採択されるのですか。	申請いただいた事業計画についてその必要性や有効性などを総合的に審査し、予算の範囲内で採択を決定するため、受付されたものが必ず採択されるものではありません。	
3-8	国のものづくり補助金に応募していますが申 請は可能ですか。	本補助金事業において、補助金の交付を受けようとする事業計画及び経費が、国及び県が実施する他の補助事業等と重複する事業は補助対象となりません。仮に同一案件で採択された場合は、どちらかを辞退する必要があります。	
3-9	公募開始前の見積書は有効となりますか。	納品日が補助対象期間内のものは対象となります。	
3-10		交付決定日より前に発注・契約等を行った経費については、対象外となります。ただし、見積書の徴収や代理店等に対する仮予約、在庫確認等は可能です。	

3-11	3月決算のため、今期(令和6年度)の決算が出ておりません。(別紙2)経営計画書における直近期末は、今期になりますか。それとも、決算が確定している昨期(令和5年度)になりますか。	直近期末は、申請時において決算が確定している事業年度としてください。よって、間の場合は、直近期末を昨期(令和5年度)とし、計画第1期に今期(令和6年度)の見込み値を記載してください。また、設備導入年度が計画第2期になる場合は、「設備導入年度」の記載を計画第2期の下部に変更してください。	
3-12	「事業場内最低賃金」は何をさすのでしょうか。	「事業場内最低賃金」とは、補助事業を実施する事業場(店舗や工場等)における、パート・アルバイト等の非正規雇用者を含む最低賃金です。	
3-13	「最低賃金」はどのように算定するのでしょうか。	「最低賃金」とは、時間単価になるため、時間換算額を算出する必要があります。例えば、年俸制の場合は、年俸総額を1年間の所定労働時間数(所定労働日数×1日の所定労働時間数)で除すると時間単価に換算できます。なお、「所定労働日数」「所定労働時間数」は、就業規則や労働契約等に定められた、休日勤務や時間外労働を除く日数・時間数です。	
3-14	「年俸制」、「月給制」や「日給制」の具体 的な算定方法を教えてください。	○年俸制の場合 時間換算額=年俸総額÷1年間の所定労働時間数(所定労働日数×1日の所定労働時間数) ○月給制の場合 時間換算額=直近の給与支払時における月給(※構成要素に算入されるもののみ)÷1ヶ月平均所定労働時間数 ※1ヶ月平均所定労働時間数=(365日-1年の休日合計日数) ×1日の所定労働時間数÷12ヶ月 ○日給制の場合 時間換算額=直近の給与支払時における日給(※構成要素に算入されるもののみ)÷1日の所定労働時間数 ※「時間給または時間換算額」の構成要素 ○算入されるもの ・基本給、役職手当・職務手当等(算入されないものを除く全ての諸手当) ○算入されないもの ・賞与、時間外勤務手当・休日出勤手当・深夜勤務手当、通勤手当、家族手当、精皆勤手当、臨時の賃金(結婚祝賀金等)、役員手当	

	賃上げ応援!生産性向上投資促進事業費補助金Q&A		
3-15	「歩合制(インセンティブ給)」がある場合 の具体的な算定方法を教えてください。	○歩合制(インセンティブ給) 歩合制については、1年間(12ヶ月分)の歩合給の平均時間単価を算出します(雇用されてから1年未満の場合は、雇用されてからの期間で算出)。固定給との併用がある場合は、通常の方法で算出した固定給の「時間給または時間換算額」に、上記による歩合給の時間単価を合算します。  その他、最低賃金の算出方法についての詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-13.htm	
3-16	必要書類の準備ができました。どちらに申請 すればよろしいですか。	必要書類2部(正1部、副1部)を賃上げ応援!生産性向上投資促進事業費補助金運営事務局((公財)とくしま産業振興機構内)に持参又は郵送で申請してください。	

4.	補助事業の実施(変更・廃止)について		
番号	問	<u> </u>	
4-1	申請の内容は途中で変更できますか。	事前に補助事業変更承認申請書を提出し、承認を得てください。ただし、交付決定額を超えて増額する変更はできませんので、ご注意ください。	
4-2	軽微な変更とはどのような変更ですか。	①補助対象経費の区分ごとに配分された額について、その20パーセント以内の金額の変更をしようとする場合。②補助事業の内容変更にあっては、「補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合」または「補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合」上記①、②については軽微な変更として、変更承認申請書の提出は不要です。なお補助金申請額総額の増額は認められません。	
4-3	変更承認申請書の際には何を提出するのですか。	「補助事業変更承認申請書(様式第4号)」を提出してください。なお、経費の配分の変更の場合は、合わせて、見積書、請求書等、変更する額の算出根拠を添付してください。	
4-4	交付決定後に辞退をすることはできますか。	補助事業中止(廃止)承認申請書を提出していただくことで、辞退することはできます。	
4-5	期日内に事業が完了できない場合は、どうなりますか。事業期間の延長は可能ですか。	事業実施期間内の令和8年1月30日までに導入及び支払が完了しない場合は、補助対象外となります。延長はできませんので、期限内に支払まで完了してください。	
4-6	申請書の「期待される効果」が未達だった場合、交付の取り消しや交付金額の減額はありますか。	未達が顕著な場合は、交付決定の取り消しや減額などがあり得 ます。	
4-7	現地調査を行うことはありますか。	必要に応じて現地調査を実施する場合があります。	

	l上投資促進事業費補助金Q&A		
5.	実績報告について		
番号	問	答	
5-1	実績報告はいつまでに提出するのですか。	事業を完了(補助対象経費の支払・効果検証まで含む)した後、30日を経過した日又は令和8年1月30日までのいずれか早い日までに、提出してください。	
5-2	実績報告の際には何を提出するのですか。	「実績報告書(様式第8号)」及び実績報告書別紙1、別紙2を提出してください。また、それぞれ支出した経費の証拠書類、補助事業の実施状況が確認できる写真を添付してください。	
5-3	実績報告の写真は、どのような写真が必要ですか。	導入した機械設備等の写真(全体及び型番がわかる写真)及び 実施内容がわかる実施前後の写真等を提出してください。	
6.	その他		
番号	問	答	
6-1	補助金受領後、何らかの義務が発生しますか。	補助事業年度終了後5年間は、県等による検査等が行われることがあり、補助事業者は検査等に協力する義務があります。そのため、経費の支払に係る書類等は、補助事業年度終了後必ず5年間保存してください。 既に補助金を受給した場合でも、検査結果によっては、補助金の返還等を命ぜられる場合もあります。	
6-2	「モデル事業」として公開、県内の企業 D X の推進に協力とありますが、具体的にどのようなことをする必要がありますか。	DX推進に係る事例集の作成やDXセミナーの開催を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。	
6-3	加点項目にある、「パートナーシップ構築宣言」とは、どういった内容なのでしょうか。	事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。  詳細内容は下記ホームページをご参照ください。  https://www.biz-partnership.jp/index.html	